第五　検査
一　検体検査実施料に規定する検体検査
別表第九の二に掲げる検査
二　削除
三　血液細胞核酸増幅同定検査の施設基準
検体検査管理加算(II)の施設基準を満たしていること。
三の二　HPV核酸同定検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四　検体検査管理加算の施設基準
(1)　検体検査管理加算(I)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　検体検査管理加算(II)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　検体検査管理加算(III)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が四名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(4)　検体検査管理加算(IV)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が十名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五　遺伝カウンセリング加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。
(2)　当該カウンセリングを受けたすべての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けたカウンセリングの内容が文書により交付され、説明がなされていること。
六　心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算、人工膵臓及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
(2)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(3)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
六の二　埋込型心電図検査の施設基準
当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三　胎児心エコー法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の四　皮下連続式グルコース測定の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
七　光トポグラフィーの施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　(1)に掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。
八　神経磁気診断の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
九　中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　(1)に掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。
十　神経学的検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二　補聴器適合検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
十一　コンタクトレンズ検査料の施設基準
(1)　通則
イ　当該検査を含む診療に係る費用について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ロ　当該検査を受けているすべての患者に対して、当該検査を含む診療に係る費用について説明がなされていること。
(2)　コンタクトレンズ検査料1の施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が三割未満であること。
ロ　当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が四割未満であり、かつ、当該保険医療機関内に眼科診療を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
十二　小児食物アレルギー負荷検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十三　内服・点滴誘発試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十四　センチネルリンパ節生検の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
第六　画像診断
一　画像診断管理加算（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）の施設基準
(1)　画像診断管理加算1の施設基準
イ　放射線科を標榜している保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。